障がい者の生活安定のために



- 特定贈与信託とは → 2ページ
- 特定贈与信託Q&A → 3~5ページ
- - Q1 誰でも信託することができますか?
 - Q2 対象となる障がい者の範囲は どのようになっていますか?
 - Q3 信託期間はどのようになっていますか?
 - Q4 信託が終了した場合の残余財産はどうなりますか?
 - Q5 信託できる財産にはどのようなものがありますか?
- Q6 金銭の交付はどのように行われるのですか?
- **Q7** どのような費用がかかりますか?
- Q8 運用収益に対する税金はどうなりますか?
- Q9 信託するにはどのようなものが必要ですか?



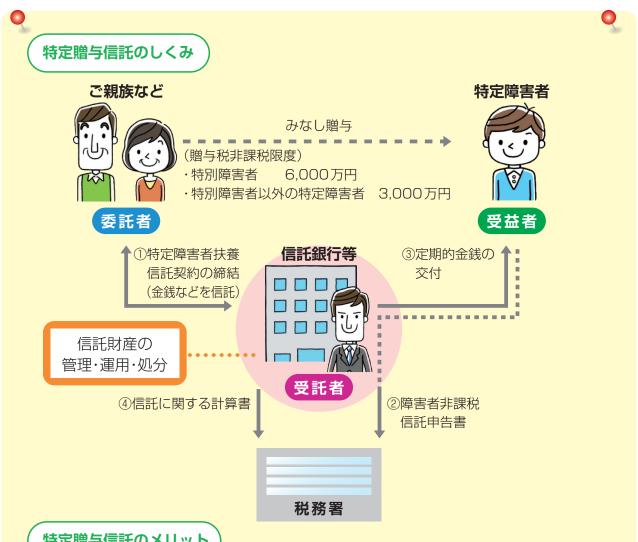
特定贈与信託とは

特定贈与信託は、特定障害者(重度の心身障がい者、中軽度の知的障がい者および障害等級2級 または3級の精神障がい者など)の方の生活の安定を図ることを目的に、そのご親族など [委託者] が金銭や有価証券などの財産を信託銀行等[受託者] に信託するものです。

信託銀行等は、信託された財産を管理・運用し、特定障害者[受益者]の方の生活費や医療費 として定期的に金銭を交付します。

この信託を利用すると相続税法の「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」により、特別障害 者の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度 として贈与税が非課税となります。

※本リーフレットにおいて、「信託銀行等」とは、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社のことをさします。



特定贈与信託のメリット

特定贈与信託を利用すると、一定の金額まで贈与税の非課税措置が受けられるほか、信託された 金銭などは信託銀行等において安全に管理されます。これにより、贈与税の負担を負うことなく 確実に財産を贈与することができ、障がい者の方の資産を形成することができます。

また、万が一、ご親族などが亡くなられた場合であっても、引き続き障がい者の方に生活費や医療費 などが信託銀行等から定期的に交付されます。

このため、特定贈与信託を活用することで、ご親族など亡き後の障がい者の方の将来の生活に 備えることが可能です。

特定贈与信託Q&A

特定贈与信託についての理解をより深めていただくために、特定贈与信託の主な内容を「特定贈与信託Q&A」としてまとめました。

Q1 誰でも信託することができますか?



特定障害者のご親族、篤志家などの個人に限られます。また、ご親族などが何人かで共同 して信託することもでき、1人の障がい者を複数の親族で支えることも可能です。 なお、法人からの贈与は、一時所得となりますので、この制度の対象とはなりません。

Q2 対象となる障がい者の範囲はどのようになっていますか?



対象となる「特定障害者」は、障がいの程度によって「特別障害者」と「特別障害者以外の特定障害者」に分けられており、贈与税の非課税限度額が異なっています。

1.特別障害者

心身障がい者の中でも精神または身体に重度の障がいがある特別障害者の方は、6,000 万円まで贈与税が非課税になります。特別障害者の範囲は、法令により次のとおりとされています。

- ① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者または児童相談所、知的 障害者更生相談所、精神保健福祉センターもしくは精神保健指定医の判定により重度の 知的障がい者とされた者
- ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている精神障がい者
- ③ 1級または2級の身体障害者手帳保有者
- ④ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者
- ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者
- ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち精神または身体の障がいの程度が上記① または③に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者
- ⑦ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①または ③に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者

2. 特別障害者以外の特定障害者

特別障害者以外で次のいずれかに該当する方は、3,000万円まで贈与税が非課税になります。

- ① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の 判定により中軽度の知的障がい者とされた者
- ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級または3級である者として記載されている 精神障がい者
- ③ 精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の者で、その障がいの程度が上記①に準ずる者として市町村長等の認定を受けている者

なお、障がい者の行為能力の程度により、成年後見人、保佐人、補助人または任意後見人 (以下「後見人等」という)が必要となる場合があります。

Q3 信託期間はどのようになっていますか?



特定贈与信託は、受益者である特定障害者の死亡の日に終了することとされており、予め信託期間を定めることはできません。

Q4 信託が終了した場合の残余財産はどうなりますか?



特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。 また、信託する際にボランティア・障がい者団体や社会福祉施設などを指定しておくと、 残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

Q5 信託できる財産にはどのようなものがありますか?



信託できる財産は、法令により次のとおりとされています。

- ① 金銭
- ② 有価証券
- ③ 余銭債権
- ④ 立木および立木の生立する土地(立木とともに信託されるものに限ります)
- ⑤ 継続的に相当の対価を得て他人に使用させる不動産
- ⑥ 受益者である特定障害者の居住の用に供する不動産(上記①から⑤までの財産のいずれかとともに信託されるものに限ります。)

特定贈与信託は、定期的に金銭を交付する必要がありますので、収益を生じる 財産や換金性の高い財産に限られます。上記②から⑥までの財産については、 信託銀行等に個別にご相談ください。

信託する財産の価額の評価は、相続税財産評価によります。

なお、特別障害者は評価額6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者は評価額3,000万円まで贈与税が非課税となりますので、この金額までは追加して信託することができます。この場合、当初信託した信託銀行等の本・支店で手続きする必要があります。

Q6 金銭の交付はどのように行われるのですか?



特定障害者の生活または療養の需要に応じて、定期的に、実際に必要な金額が支払われます。

Q7 どのような費用がかかりますか?



費用については、個々の信託契約によって定められ、信託銀行等によってその定め方が 異なりますので、信託銀行等にお問い合わせください。

Q8 運用収益に対する税金はどうなりますか?



信託財産の運用により生じる収益は、受益者である特定障害者の所得となりますので、所得の種類に応じて所得税が課税されます。

Q9 信託するにはどのようなものが必要ですか?



委託者、受益者には、それぞれ次のものが必要になります。

● 委託者:信託する財産、印鑑

● 受益者: 障害者非課税信託申告書、特定障害者の区分に応じた証明書、住民票、 印鑑など

以上のほか、後見人等が選任されている場合には、後見人等の届出書、印鑑証明書などが必要となります。なお、信託銀行等により取扱いが異なることがあります。

<非課税申告の手続き>

次の1~3の書類を添付のうえ、信託銀行等を経由して、障害者非課税信託申告書を 所轄の税務署長に提出することとなります。

- 1.特定障害者扶養信託の契約書の写し
- 2.特定障害者の区分に応じた証明書

(イ)精神上の障がいにより事理弁識能力を欠く常況にある者または知的障がい者

- …児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定 医の証明書、療育手帳の写し
- (□)精神障がい者 …… 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (八) 1 級または2級の身体障害者手帳所有者……… 身体障害者手帳の写し
- (二)特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳所有者 …… 戦傷病者手帳の写し
- (ホ)原子爆弾被爆者 ………………… 厚生労働大臣の証明書
- (へ)常に就床を要し、複雑な介護を要する者または年齢65歳以上の者で障がいの程度に つき市町村長等の認定を受けている者 …… **市町村長等の証明書**
- 3.信託受益権の価額の計算の明細書と当該特定障害者の住民票の写し

特定贈与信託については、当協会ホームページ(https://www.shintaku-kyokai.or.jp/)でも、ご紹介しておりますので、あわせてご覧ください。

まずはこちら!

より詳しく知りたい方は!



特定贈与信託の 活用方法

動画で紹介!



動画で学ぶ 特定贈与信託

詳しくは特定贈与信託取扱い信託銀行等へ

イチから学ぶ

特定贈与信託

この特定贈与信託は、ご本人の事情をふまえ、個別のご相談にもとづいて契約する必要がありますので、 詳しくは、取扱い信託銀行等にご相談ください。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託銀行等の信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

● 受付時間 午前9時~午後5時15分

(土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く)

●電 話 〒0120-817335

または 03-6206-3988

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題 専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/

信託相談所への相談・苦情等にかかる個人情報の利用について

信託相談所では、円滑な相談・苦情等への対応を実施するため、みなさまからの相談・苦情等をお受けするにあたりまして、お名前、ご住所、電話番号等をお聞きする場合があります。これらの個人情報は、みなさまからの相談・苦情等への対応のために利用し、ご本人の同意を得ずに他の目的で利用することはいたしません。

ご提供いただいた情報は、特定の個人を識別できる情報を除いて、統計資料、相談・ 苦情等の事例として利用させていただきます。



さらに、詳しく知りたい方は、 信託協会で発行しているパンフレット 「特定贈与信託 その制度のあらましと手続き」を 下記ホームページよりお申込みください。



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階 TEL.03-6206-3981

ホームページ https://www.shintaku-kyokai.or.jp/

信託協会

検索

